射水市空家等対策計画の一部改定について

1 改定の経緯等

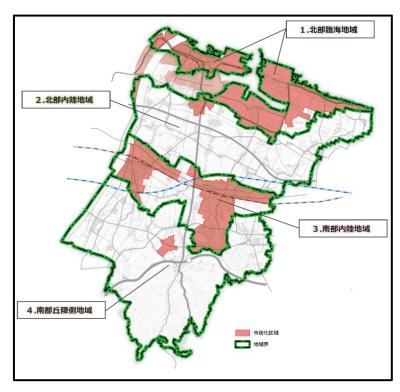
本市では、空家等の適正な管理と利活用を総合的かつ計画的に推進するため、 平成28年3月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「射水市空き 家等の適正管理及び有効活用に関する条例」に基づき、平成29年度から令和 8年度までの10年間を計画期間とする「射水市空家等対策計画」を策定した。 計画期間中に関連する各計画が策定(改定)されたこと及び令和3年度に射 水市空き家等実態調査を実施し本市における空き家の現状を把握したことを ふまえて計画を一部改定する。

2 関連計画の策定(改定)状況

第3次射水市総合計画策定(令和4年12月) 射水市都市計画マスタープラン改定(令和2年6月) 射水市住生活基本計画策定(令和3年3月)

3 主な改定点

- (1) 令和3年度空き家等実態調査結果を踏まえた見直し
- (2) 射水市都市計画マスタープランで新たに設定された地域区分への 見直し



(3) これまでの実績を踏まえた目標値の上方修正

① 予防·適正管理対策	目標		
① 17例,適正官座对東	現	新	
総合相談窓口利用件数(件/年)	100	200	

実績							
H26	H27	H28	H29	Н30	R1	R2	R3
53	79	119	103	107	203	142	202

② 活用、流通対策	目標	
② 伯用、伽通对承	現	新
空き家情報バンク登録件数(件/年)	30	70
空き家情報バンク成約件数(件/年)	10	70

実績							
H26	H27	H28	H29	Н30	R1	R2	R3
7	16	18	39	36	34	58	50
8	8	17	23	29	23	34	43

4 改定内容

別紙、新旧対照表(案)のとおり